

# 社会福祉法人 函館市民生事業協会定款

## 第一章 総 則

### (目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
  - イ) 救護施設の経営
  - ロ) 母子生活支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - イ) 保育所の経営
  - ロ) 一時預かり事業の経営

### (名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人函館市民生事業協会という。

### (経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を北海道函館市日乃出町 21 番 17 号に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会によって定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 150,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 各評議員について、その親族その他特殊の関係があるものが 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

(権限)

第十条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(議事録)

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は会長とする。
  - 3 会長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
  - 4 第2項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、第3項の常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第十六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第十七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第十八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第十九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第十五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事として

の権利義務を有する。

(役員解任)

第二十条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して評議会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二十二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

(顧問)

第二十三条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮って会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務について会長の諮問に応え又は意見を具申する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二十四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 各役員について、その親族その他特殊の関係があるものが、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事会)

第二十五条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第二十六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務をして理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二十七条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

(決議)

第二十八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二十九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三十条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 北海道函館市若松町36番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 函館高砂母子ホーム 1棟 (1,579.20平方メートル)
  - (2) 北海道函館市若松町36番地1所在の木造合金メッキ鋼ぶき平家建 函館高砂母子ホーム物置 2棟 (67.74平方メートル)

- (3) 北海道函館市若松町36番地1所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 函館高砂母子ホーム物置 1棟 (6.00平方メートル)
  - (4) 北海道函館市日乃出町7番地14、7番地2所在のコンクリートブロック造陸屋根3階建 救護施設明和園 管理及び処遇棟 1棟 (3,713.67平方メートル)
  - (5) 北海道函館市日乃出町7番地14、7番地2所在のコンクリートブロック造コンクリート屋根 平屋建 救護施設明和園 物置 1棟 (12,00平方メートル)
  - (6) 北海道函館市松陰町40番地34、40番地36所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建て 函館市松陰保育園 1棟 (1,120.75平方メートル)
  - (7) 北海道函館市松陰町40番地34、40番地36所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建 函館市松陰保育園 物置1棟 (6.00平方メートル)
  - (8) 北海道函館市若松町35番地1、35番地2、35番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建 函館市松陰母子ホーム及び函館高砂保育園 1棟 (3,344.10平方メートル)
  - (9) 北海道函館市若松町35番1、35番2、35番3所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建 函館市松陰母子ホームおよび函館高砂保育園 1棟 (5.70平方メートル)
  - (10) 北海道函館市若松町36番地1所在の函館高砂母子ホーム及び函館高砂保育園敷地 1筆 (2,047.20平方メートル)
  - (11) 北海道函館市日乃出町7番14所在の救護施設 明和園 敷地 1筆 (1,111.50平方メートル)
  - (12) 北海道函館市日乃出町7番9所在の救護施設 明和園 敷地 1筆 (156.62平方メートル)
  - (13) 北海道函館市日乃出町7番15所在の救護施設 明和園 敷地 1筆 (67.47平方メートル)
  - (14) 北海道函館市日乃出町7番17所在の救護施設 明和園 敷地 1筆 (12.58平方メートル)
  - (15) 北海道函館市松陰町40番34所在の保育園 函館市松陰保育園敷地 1筆 (603.45平方メートル)
  - (16) 北海道函館市松陰町40番36所在の保育園 函館市松陰保育園敷地 1筆 (305.17平方メートル)
  - (17) 北海道函館市若松町35番1所在の法人敷地 1筆 (766.44平方メートル)
  - (18) 北海道函館市若松町35番2所在の法人敷地 1筆 (756.69平方メートル)
  - (19) 北海道函館市若松町35番3所在の法人敷地 1筆 (760.69平方メートル)
  - (20) 北海道函館市若松町35番4所在の法人敷地 1筆 (203.03平方メートル)
  - (21) 北海道函館市若松町35番40所在の法人敷地 1筆 (197.00平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三十八条に掲げる公益を目的とする事業及び第三十九条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三十一条 基本財産の処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を経て、評議員会の承認を得て、函館市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、函館市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

(資産の管理)

第三十二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(予算)

第三十三条 この法人の事業計画書及び収支予算書類について、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類について



は、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第三十五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の処理)

第三十七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三十八条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の受託運営
- (2) 無料職業紹介所

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第三十九条 この法人は、社会福祉事業第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 若松町の所有地の貸付

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第四十条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

## 第九章 解散及び合併

(解散)

第四十一条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四十二条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第四十三条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、函館市長の認可を受けなければならない。

## 第十章 定款の変更

(定款の変更)

第四十四条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の同意を得て、函館市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を

函館市長に届け出なければならない。

## 第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十五条 この法人の公告は社会福祉法人函館市民生事業協会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞、電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四十六条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

理事 宗藤大陸 葛西民也 杉崎郡作  
松澤美雄 高木直行 堤清治郎  
五香他次郎 山崎松次郎 相馬雄二  
森川基明  
監事 船矢久作 国兼正英  
代表者 宗藤大陸

昭和 27 年 5 月 17 日	認 可	厚生省令北社第	1 7 7 号
昭和 30 年 8 月 23 日	一部変更認可	厚生省令北社第	6 2 号
昭和 32 年 12 月 13 日	一部変更認可	厚生省令北社第	4 6 7 号
昭和 39 年 3 月 25 日	一部変更認可	厚生省令北社第	1 4 2 号
昭和 39 年 11 月 19 日	一部変更認可	厚生省令北社第	6 8 0 号
昭和 40 年 11 月 4 日	一部変更認可	厚生省令北社第	4 8 5 号
昭和 42 年 7 月 21 日	一部変更認可	厚生省令北社第	2 9 6 号
昭和 50 年 10 月 25 日	一部変更認可	厚生省令北社第	8 9 9 号
昭和 53 年 11 月 17 日	一部変更認可	厚生省令北社第	1 1 1 4 号
昭和 63 年 3 月 25 日	一部変更認可	民総第 2 8 4 1 号指令	
平成元年 5 月 24 日	一 部 変 更	社老第 4 6 3 号届出受理	
平成 4 年 9 月 30 日	一部変更認可	社老第 1 2 1 3 号指令	
平成 6 年 6 月 10 日	一部変更認可	社老第 3001-90 号指令	
平成 11 年 2 月 10 日	一部変更認可	渡社会第 3059-29 号指令	

平成 13 年 12 月 28 日	一部変更認可	渡社会第 5001-24 号指令
平成 15 年 3 月 25 日	一部変更認可	渡社会第 5001-49 号指令
平成 16 年 7 月 23 日	一部変更認可	渡保社第 156-9 号指令
平成 17 年 3 月 31 日	一部変更認可	渡保社第 156-26 号指令
平成 17 年 6 月 21 日	一部変更認可	渡保社第 112-15 号届出受理
平成 18 年 9 月 28 日	一部変更認可	函福推指令
平成 19 年 10 月 29 日	一部変更認可	函福推指令
平成 21 年 4 月 7 日	一部変更認可	函福推指令届出受理
平成 21 年 6 月 30 日	一部変更認可	函福推指令
平成 21 年 11 月 25 日	一部変更認可	函福推
平成 22 年 7 月 5 日	一部変更認可	函福監
平成 24 年 2 月 9 日	一部変更認可	函福監
平成 24 年 7 月 3 日	一部変更認可	函福監指令
平成 24 年 12 月 28 日	一部変更認可	函福監
平成 25 年 2 月 22 日	一部変更認可	函福監
平成 26 年 1 月 27 日	一部変更認可	函福監
平成 27 年 5 月 7 日	一部変更認可	函福監
平成 27 年 8 月 5 日	一部変更認可	函福監
平成 28 年 3 月 30 日	一部変更認可	函福監
平成 29 年 3 月 14 日	一部変更認可	函福監 (平成 29 年 4 月 1 日施行)